## 十和田湖畔に和井内貞行の銅像を建てる会 会則

(名称)

第1条 本会は、十和田湖畔に和井内貞行の銅像を建てる会と称する。

(目的)

第2条 本会は、「十和田湖開発の父」と称される和井内貞行翁と苦楽を共にしたカツ夫人の偉業を後世に伝えるため、十和田湖和井内エリアに開設される「道の駅」に、夫妻の銅像〈モニュメント〉を建設することを目的とする。なお令和4(2022)年は貞行翁没後100周年の節目の年にあたる。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) 銅像建設にかかわる資金の調達に関すること。
  - (2)銅像の製作や建設場所に関すること。
  - (3) その他、前条目的に付随する事業に関すること。

(会員)

第4条 本会は、十和田湖畔住民及び第2条の目的に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第5条 本会は、会員の中から次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 事務局長1名 幹事若干名 会計1名 会計監査2名

(顧問)

第6条 本会には、顧問を置くことができる。なお顧問は会長が委嘱する。

(会議)

- 第7条 本会に、総会と役員会を置く。
- 第8条 総会は、本会の最高議決機関で毎年1回定期的に開くものとし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
  - (2)総会に付議する事項は、次のとおりとする。
    - ①本会の事業に関する事項 ②予算の議決及び決算の承認
    - ③役員の選出 ④会則の改廃 ⑤その他必要な事項
- 第9条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議執行する。
  - ① 総会に付議する事項及び総会から付託された事項
  - ②緊急を要する事項 ③その他、会の運営に関する事項

(事務局)

第10条 本会の事務局を秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字休平35番地に置 く。

(会計)

- 第11条 本会の経費は、寄付金等の収入をもって充てる。
- 第12条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。 (その他)
- 第13条 本会は、目的が達成されたことをもって解散する。

会則施行日 令和 4年 4月 3日